

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA市役所に臨時職員として採用され、A市所在のB図書館（以下「事業場」という。）に配属され、一般事務員として就労していた。

請求人によれば、平成○年○月○日に変形ホチキスで厚紙の冊子を止める作業を朝から夕方まで行ったところ、夜眠れないほど右手が痛くなったという。

請求人は、同月○日、C整形外科に受診し、「右手腱鞘炎」と診断された。その後、同年○月○日にD医院、同月○日にE医療センター、同年○月○日にF整形外科に受診し、それぞれ「右手腱鞘炎」、「右手関節痛」、「右肘関節外側上顆炎、右小指腱鞘炎」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、変形ホチキスで冊子をホチキス止めする作業を行ったことにより右手を痛めたものであり、請求人に発症した腱鞘炎は業務上の事由によるものであると主張している。

(2) G医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「初診年月日：平成○年○月○日。傷病名：右手腱鞘炎。関節炎の症状はなく、X線写真にも異常はない。右手腱鞘炎発症の原因は、何が主因か判断できない。」と述べている。

当審査会としては、請求人の申述及びG医師の確定診断から、同月○日に「右手腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）を発症したものとみるのが相当であると判断する。

(3) 本件疾病は、上肢作業によって発症しうる疾病であるが、これに関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 請求人は、本件疾病を発症した平成○年○月○日までに、同月○日から同月○日の3日間、冊子の作成作業に従事していたことが認められるが、請求人の

作業従事期間は、3日間と極めて短かいことから、認定基準に定める「上肢に負担のかかる作業（上肢の反復動作の多い作業）に相当期間従事していたもの」とは認められない。

また、本件資料を精査しても、災害性の原因も認められず、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

（5）なお、請求人らは、平成○年○月○日に事業場を退職するまで、39日間冊子の製本作業を続け、その間7800回打刻した旨主張するが、請求人は、同年○月○日に本件疾病を発症したものであり、上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。